資料-3 滋賀県公共事業評価監視委員会 令和元年10月29日

社会資本整備総合交付金(中間評価)

Pa57 三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



滋賀県土木交通部道路課

◆広域連携事業の概要



滋賀県

目的

複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域での観光や物流の活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、<u>広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し</u>、地域社会の自立的な発展並びに国民経済の健全な発展に寄与

【制度概要】

- (1) 根拠法: 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号)
- (2) 交付対象: 都道府県(下記「広活法提案事業」のみ、市町村等への間接交付も可)
- (3) 対象事業: 複数都道府県が連携して作成する広域活性化計画(社会資本総合整備計画に記載)に基づく基盤整備事業等 ①基幹事業: 広域的特定活動※1を推進するために必要な基盤整備事業

(都道府県が自ら実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理事業、市街 地再開発事業、広活法提案事業※2)

- ※1 域外の広域からの来訪者を増加させたり、広域にわたる物資の流通を促進する効果の高い、主として民間によって展開される広域的な地域活性化に寄与する活動
- ※2 広域的地域活性化法第2条第3項で定める拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(例:検討調査、社会実験、標識整備等)。下記「③効果促進事業」とあわせて全体事業費の20/100以内。
- ②関連社会資本整備事業:計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業
- ③効果促進事業:計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等
 ※広活法提案事業を実施することができるため、原則実施不可。
- ④社会資本整備円滑化地籍整備事業:計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法第 6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの
- (4) 交付期間: 3~5年程度
- (5) 交付率: ①基幹事業 = 最大45%
 - ②③4関連事業 = 個別の法令に規定がある場合以外は1/2
- (6) その他: ・計画全体をパッケージで採択
 - 計画内の他事業に国費の流用可
 - ・法律で補助事業となっている事業とは異なり、年度間でも国費率の調整可
 - ・都道府県自らが目標を設定し、事後評価・公表

◆広域連携事業の具体事例



■計画の連携先:岐阜県

■拠点施設:ルッチプラザ

広域的特定活動の例:天の川ほたるまつり



- ・岐阜県とルッチプラザを最短距離で結ぶアクセスルートと おおのぎしがやながはま して、大野木志賀谷長浜線がある。
- ・現道は幅員狭小区間があるため、国道365号により遠回りしてアクセスしている。
- ・大野木志賀谷長浜線の幅員狭小区間を回避するバイパ ス道路整備により、岐阜県からルッチプラザへのアクセス 性が向上し、観光客の増加に寄与する。



(一)大野木志賀谷長浜線 長岡工区



◆中間評価の実施



滋賀県公共事業等計画評価実施要綱

第3中間評価および事後評価の内容

- 1 知事は、次に掲げる事項について中間評価を行うものとする。
 - (1) 事業の進捗状況
 - (2) 事業効果の発現状況
 - (3) 評価指標の目標値の実現状況
- 2 知事は、次に掲げる事項について事後評価を行い、今後の方針の案を作成するものとする。
 - (1) 事業の進捗状況
 - (2) 事業効果の発現状況
 - (3) 評価指標の目標値の実現状況
 - (4) 主要な事業に関する次の事項 <

中間評価にて主要な事業を選定

- ア事業を巡る社会経済情勢等の変化
- イ事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- ウコスト縮減および代替案立案等の可能性
- エ その他必要と考えられる事項

◆滋賀県の広域連携事業の地域図

高島市

大津市



滋賀県

福井と滋賀を結ぶ旧街道を軸と する福井滋賀交流圏域における 広域観光活性化計画 (長浜市北部、高島市)

岐阜と滋賀の交流圏域に おける観光振興による 広域的地域活性化計画 (長浜市南部、米原市)

長浜市

豊郷町良町

日野町

甲賀市

多賀町

東近江市

琵琶湖

近江八幡市

新名神高速道路

滋賀・京都交流圏域における 観光・スポーツ振興による 広域的地域活性化計画 (大津市、甲賀市、湖南市) 三重・滋賀交流圏域における 広域観光活性化計画 (彦根市、近江八幡市、草津市、 守山市、栗東市、野洲市、東近 江市、日野町、竜王町、愛荘町、 豊郷町、甲良町、多賀町)

▶中間評価 Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画

例

拠点施設 基幹事業 (通常)

基幹事業 (重点)

重点地区

Mother Lake 滋賀県

計画の概要

- はつぶう ・東海道(国道 1 号)や八風街道(国道 4 2 1 号)などを利用した交流
- 知名度向上を図る「昇龍道プロジェクト」
 いしぐれとうげ
 国道421号の石槫峠道路の開通(H22)や新名神(菰野〜亀山西JCT)の開通(H31)



幹線道路や幹線道路から各観光 拠点へ至る道路ネットワークの整 備や観光拠点施設の整備により、 県、滋賀県における観光入込 客数を増加させ広域的な観光活性 化を図る。

計画の成果目標 (アウトカム指標)

観光入込客数の増加



◆要綱第3-1-(2) 事業効果の発現状況 Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画





■拠点施設 岐阜県 道の駅 あいとう マーガレット ステーション



ことうようかいち :湖東八日市線 ■路線名

(池之尻工区)

ひがしおうみしいけのしりちょう
: 東近江市池之尻町
ひがしおうみ しなまずえちょう
~東近江市鯰江町 ■箇所

■事業内容:現道拡幅

■事業延長:L=0.8 km

【参考】整備によるアクセス短縮時間

| | 整備前 | 整備後 |
|----------------|-----|------|
| 走行速度 (km/h) | 45 | 60 |
| 短縮時間 | | 1分短縮 |

- ※整備前の走行速度は、H27 道路交通センサスによる
- ※整備後の走行速度は、設計速度



【参考】整備前後での交通量の変化

| | 整備前 | 整備後 |
|------------|--------|----------|
| 6時間自動車類交通量 | 2,000台 | 3,195台 |
| 増減 | | 1,195台増加 |

- |※調査時間は午前7時~12時の6時間。
- ※整備前の交通量は、H27道路交通センサスによる
- |※整備後の交通量は、直営での交通量調査による

事業効果

湖東八日市線の狭隘区間を解消 することにより、道の駅 あいとう マーガレットステーションへのアク セス性が向上し、観光客の利便 性の向上につながった。

◆要綱第3-1-(1) 事業の進捗状況 Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



| 整備計画に掲載している 事業数(H31.3時点) | 計画期間内に 完了予定の 事業数(a) | 計画中間 (H31.3) 時点 で完了した 事業数(b) | (b) / (a) | 備考 |
|-----------------------------|---------------------------|---------------------------------------|-----------|----|
| 25事業 [15事業] | 1 4 事業 [3 事業] | 1 4 事業 [3 事業] | 100% | |

- ※ 完了箇所に投じた予算は、1,107百万円 [402百万円]
- ※ []内は滋賀県道路整備アクションプログラム対象事業

◆要綱第3-1-(3) 評価指標の目標値の実現状況 Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



■アウトカム指標

ほくせい

- ●三重県(北勢地域)と滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における観光客数 1,941万人(H26) ⇒ 2,083万人(R2) (142万人(7%)の増加)
- ●滋賀県(南部·東近江·湖東地域)における観光客数 1,774万人(H26) ⇒ 1,870万人(R2)
- ※ 滋賀県の観光客数は、対象地域内の観光地で、年間入込客数が1,000人以上見込まれる観光地の観光客数の合計
- ※ 三重県の観光客数は、整備計画で設定している拠点施設 14箇所の観光客数の合計

(96万人(5%)の増加)

- ■滋賀県(南部・東近江・湖東地域) 彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、 栗東市、野洲市、東近江市、日野町、竜 王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
- ■三重県(北勢地域)

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、 四日市市、菰野町、朝日町、川越町、 鈴鹿市、亀山市



ほくせい

【三重県(北勢地域)と滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における観光客数】

| | 目標値 | 実績値 |
|-------------|---------|---------|
| 当初(H26) | 1,941万人 | _ |
| 中間年(H30年度末) | 2,036万人 | 2,416万人 |
| 最終年(R2年度末) | 2,083万人 | |

【滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における 観光客数】

| | 目標値 | 実績値 |
|-------------|---------|---------|
| 当初(H26) | 1,774万人 | _ |
| 中間年(H30年度末) | 1,838万人 | 2,206万人 |
| 最終年(R2年度末) | 1,870万人 | |

目標達成

◆主要な事業の選定について Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



要件

- ①計画最終年度(R2)において事業採択後5年以上を経過した時点で未着工の事業
- ②計画最終年度(R2)において事業採択後10年以上経過し継続中の事業

※「事業採択」とは国庫補助事業については「国の事業採択通知を受け事業費が予算化された時点」、単独事業については、「詳細設計に着手した時点」

※「未着工の事業」とは「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」



②の要件の事業 : 国道421号 佐目・萱尾工区

◆国道421号 佐曽・萱尾工区 Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画









■拠点施設 :永源寺



事業概要

えい げん じ

- ・国道421号は三重県から永源寺へのアクセスルート。
- ・当事業区間は狭隘区間が存在し離合困難であるため、現道拡幅によりアクセス性を向上させ、広域的な観光活性化につなげる。

◆中間評価まとめ Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



Oまとめ (Pa57)

①事業の進捗状況

→ 完了目標14事業に対して、14事業が完了した。

②事業効果の発現状況

→ 狭隘区間を解消することにより、拠点施設へのアクセス性が向上し、観光客の利便性の向上につながった。

③評価指標の目標値の実現状況

- ③-1 三重県(北勢地域)と滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における観光客数
- → 中間目標値2,036万人に対し、現状2,416万人と、中間目標値を達成している。
- ③-2 滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における観光客数
- → 中間目標値1,838万人に対し、現状2,206万人と、中間目標値を達成している。